

平成28年度

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

事業計画

◆基本方針

現在、日常生活を取り巻く環境は、少子高齢化・コミュニティの希薄化・経済の低迷等を背景に、高齢者世帯の増加、孤独死、失業問題など、複雑化及び多様化してきております。これらに対応する為、行政や各団体により、多様な施策が実施されておりますが、なお、制度の谷間にある様々な課題を抱えている人たちが少なくありません。

このような状況の中、社会福祉協議会は、急速な社会情勢の変化に対応していくことが求められるとともに、市民から信頼されるべく、その期待に応えていかなければなりません。そのためには、速やかな情報発信とともに、地域住民等の協力を得ながら、福祉ニーズを把握し、適切に対応することが求められております。

また今年度は、新たに障害者通所支援施設「リサイクルショップ」の指定管理者となります。これまでの障害者通所施設の指定管理者としての経験及び実績を生かし、障がい者福祉の推進に努めてまいります。

そして、地域の特性を活かし、地域住民及び関係機関・団体等と緊密に連携して、各種福祉サービスを展開し「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進してまいります。

◆事業計画

1. 法人運営

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人についての、定款・規程、事業計画、予算、事業報告、決算等の審議、議決を行うとともに、各種サービスの実施を通して、法人の適正な運営に努める。また、事務局会議を行い、担当間の情報共有や連携を図り、より円滑な法人運営及びサービス実施に努める。

(2) 住民・法人会員制度の充実

社協は、地域（会員）に支えられているため、きめ細かく地域の生活ニーズを把握し、地域に必要とされる地域福祉活動を推進することにより、一般会員加入率の向上、賛助会員・法人会員の拡充に努める。

(3) 広報（広報誌、ホームページ）の充実

社協活動の周知や福祉への理解を促進するため、広報誌「あしすと」（年3回）を全戸配布するとともに、社協ホームページの更新により、迅速な情報提供を行う。

(4) 関係機関、団体等との連携

地域全体での生活課題解決に向け、行政やボランティア団体等、関係機関、団体等との連携を推進する。

(5) 職員研修制度等の充実

定期的な職員研修を実施するなど、研修制度の充実を図り、職員の資質向上に努めます。また、主査、主幹に対しても更なる管理能力の向上のため県社協と連携した研修に努めます。

2. 福祉事業の推進

(1) 高齢者・障がい者福祉関係

①紙おむつ配付事業

紙おむつ等を必要とする方に対し、1割負担で配付する（年6回）ことにより、経済的負担を軽減し、在宅での介護を支援する。

②福祉車両貸出し事業

高齢者及び障害者に対し、福祉車両を貸し出すことにより、利用者の行動範囲を広げ、社会に参加する機会を確保する。

③手話通訳派遣事業（市受託事業）

聴覚障がい者及び音声、言語機能障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣することにより、家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑にすることを支援する。また、研修会等を開催し、手話通訳者の技術向上に努める。

④有償ホームヘルプサービス事業

介護保険制度及び障害者総合支援制度の限度を超えてサービスを受けたい方及び公的ホームヘルプサービス事業の派遣が受けられない方を対象に、有償でホームヘルプサービスの提供を行ない、生活の安定及び精神的安定を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。

⑤障がい児ふれあいバス旅行

18歳までの障がい児とその家族を対象とし、親子及び各家庭間の交流を深める機会を提供し、社会参加を促進する。

⑥地域支援事業

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービス提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。

(2) 児童福祉関係

①ひとり親家庭バス旅行

ひとり親家庭の親子（子どもは小学6年生まで）を対象とし、親子及び各家庭間の交流を深める機会を提供する。

②ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

生後6ヶ月から小学校6年生の子どもを対象とし、育児支援を必要とする「依頼会員」と、育児支援を援助する「提供会員」が子育てを支え合い、地域における育児相互支援により、子育て環境の充実を図る。

③放課後児童クラブ管理運営事業（指定管理事業）

保護者の就労等により、放課後における児童（小学校の1年生～6年生）の保育ができない家庭を対象に、必要な保育を行うことにより児童の健全な育成

を図る。

○指定管理期間 H26. 4. 1～H31. 3. 31

(3) 支部社協関係

地域福祉活動をより身近な地域で充実させていくため、各地区単位に支部社協を設置し、地域住民の参加協力のもと地域の実情や福祉ニーズを把握し、きめ細かな福祉の推進を図る。

①見守り・声かけ活動

70歳以上の単身高齢者及び高齢者夫婦世帯等に対し、支部社協の協力により、緊急的な事態等にも備え、日常的な見守り・声かけ活動を推進する。

②ふれあい会食会

単身高齢者及び高齢者夫婦世帯等（支部社協主催は75歳以上、その他の団体の主催は70歳以上）に対し、地域住民の参加協力によるふれあい会食会または、配食サービスを実施することにより、地域福祉活動の推進及び地域での交流と生きがいつくりの支援を行う。

③ふれあい・いきいきサロン

高齢者及び障がい者等が地域住民と協調・連携して、ふれあい・いきいきサロンを実施することにより、地域での交流や仲間づくり等、生きがいつくりの支援を行う。

④福祉ニーズ対策委員会

地域の実態及びニーズを調査、把握し、支部社協に活動重点目標を提示することにより、近隣住民の参加協力による日常的な支援体制づくりを推進する。

⑤支部社協相互情報交換会

支部社協活動の現状や課題について、情報を共有することにより、より地域に根ざした地域福祉活動を推進する。

(4) 地域福祉関係

①かすかべ家事サービス事業

高齢者世帯、障がい児者世帯及びひとり親世帯等を対象に、家事や院内介助（車いすでの移動介助に限る）等を援助することにより、互いに支えあい、誰もが安心して生活ができる地域づくりを図る。

②福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、支援を行う。

③福祉教育の推進

小中学校や当事者団体及びボランティアグループ等の協力を得ながら、高齢者や障がい児者等、誰もが地域の一員であるという意識の醸成、また、福祉に関する問題や活動に興味を持ち、お互いを思いやる心を育むため、福祉教育を

推進する。

④福祉機器貸出し事業

歩行が困難な方に車いすを貸し出しすることにより、利用者の生活の質の向上に努める。また、福祉体験機器等を貸し出しすることにより、福祉教育の推進を図る。

⑤歳末援護金配付事業

歳末たすけあい運動の一環として、明るい歳末を迎えられるよう援護金を配付する。

⑥法外援護金支給事業

不測の事態により所持金もなく、旅費等に困窮している行路者に援護金を支給する。

⑦敬老会の開催（市受託事業）

満75歳以上の高齢者を対象に、社会に尽くされてきた高齢者の長寿を祝うとともに、市民の高齢者に対する敬意の心を深める。

⑧市民福祉まつり・ふれあい広場の開催

市民一人ひとりの心のふれあいを通して住みよいまちを築くと共に、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ思いやりある心を育む。

⑨社会福祉従事者の養成

実習生を受け入れることにより、社会福祉従事者の養成及び地域への貢献を図る。あわせて、介護職員初任者研修を行い、介護を担う人材を育成し、地域の介護力向上を図る。

⑩庄和社会福祉センターの貸出し

福祉活動の場として施設を貸出することにより、地域福祉の推進を図る。

(5) 生活福祉資金貸付事業等

①県社協受託事業・小口福祉資金の貸付

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸付を行う。

②彩の国あんしんセーフティネット事業

社会福祉法人による社会貢献活動の一環として、生活困難に直面する方に対し、地域の各機関と連携し、要支援者の発見とその課題を解決するため、きめ細やかな援助を行う。

(6) ボランティアの育成と活動の充実

①ボランティアセンターの運営（春日部・牛島・浜川戸・武里・庄和）

ボランティアの活動拠点及び市民等へのボランティアの情報発信及び相談・支援を行うことで地域全体の福祉の活性化を図る。

ボランティアパートナーにより、ボランティア希望者等に対し、身近な相談に応じる。

②ボランティアの育成及び活動支援

ボランティア活動への相談、ボランティア活動推進のための講座等を開催することで、地域のニーズに応じたボランティアの養成に努める。

ボランティア活動推進連絡会に加盟する団体への助成を行ない、各種活動を支援する。

さまざまな団体の協力を得ながら、ボランティアフェスティバル等広く一般市民の方に周知を行う機会を作り、定期的なボランティア活動への啓発に努める。

ボランティア情報を蓄積することにより、ボランティアの紹介やコーディネーター業務の迅速化を図るため、ボランティア登録制度の周知を図る。

③災害ボランティアセンターの対応

被災者支援を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、被災者や災害ボランティア活動希望者への対応や運営方法についての対応を進める。

(7) 心配ごと相談事業

市民の心の問題及び法律の問題に対し、臨床心理士・弁護士による相談を行う。

(8) 介護保険事業

①居宅介護支援事業

要介護状態となった方が可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、ニーズを反映した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、心身の状態や生活環境に応じて、保険・医療・福祉、インフォーマルサポートなど社会資源を結びつけ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援を行う。

②訪問介護事業

要支援・要介護認定者及びその家族などの負担の軽減を図り、在宅での生活が安心して送れるよう介護計画等に基づきホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行う。

③通所介護事業（あしすと春日部、ゆっく武里）

要支援・要介護認定者に対し、魅力ある通所介護サービスを提供することで利用者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の向上、利用者満足度の向上を図り、家族の身体的及び精神的介護負担の軽減を図る。

④地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために支援を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

(9) 障害福祉サービス事業

①居宅介護等事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者に対して、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るようホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行う。

②地域活動支援センター事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい者に対して、各種サービスを提供することにより、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るように援助を行う。

③障害者通所支援施設の運営（指定管理事業）

（ふじ支援センター・ゆりのき支援センター・ひまわり園・あおぞら・リサイクルショップ）

平成28年度からふじ支援センター・ゆりのき支援センター・ひまわり園及びあおぞら・リサイクルショップの計5施設を春日部市の指定管理により春日部市社会福祉協議会が運営する。

身体障害者手帳、または療育手帳を所持し、自力等による通所が可能な18歳以上の市内在住で伝染性疾患のない人（生活介護施設「あおぞら」については、障害程度区分3以上の人（50歳以上の方は障害程度区分2以上）を対象に、就労継続支援施設においては、作業指導・生活指導を通して、社会的自立を目指す支援を行う。

生活介護施設では、常に介護を必要とする人に日中、排泄・食事などの介護などを行うとともに、創作・生産活動の機会を提供する。

④障害者就労支援センター運営事業（市受託事業）

就労を希望する障がい者、または家族からの就労相談等を受付け、企業との調整を支援する。また、職場実習の受入れ先の開拓等、社会参加と自立を支援する。

3. 収益事業

（1）自動販売機設置経営事業の実施

財源確保を図ることを目的に自動販売機の設置及び増設に努める。

（2）不要入れ歯回収事業の実施

NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して不要入れ歯の回収を行う。

平成28年度

社会福祉法人埼玉県共同募金会春日部市支会 事業計画

市民並びに企業各位の協力を得ながら関係機関・団体と一体になった推進体制のもと次のとおり実施する。

1. 募金活動計画

(1) 赤い羽根共同募金運動

春日部市社会福祉協議会の事業や民間の社会福祉施設等の財源として広く募集する。

《期 間》

10月1日～3月31日までの6ヶ月間

《推進体制》

自治会連合会や民生委員・児童委員協議会及びボランティアグループ等各団体の推進体制により展開する。

《募金種別》

・戸別募金 ・街頭募金 ・学校募金 ・職域募金（図書カード募金・クオカード募金）
・個人大口募金 ・法人募金（企業・団体等による募金）

以上の種別により展開する

(2) 歳末たすけあい募金運動

重度障がい者、寝たきり高齢者等への歳末援護事業や歳末時期に行われる歳末福祉事業を行うために広く募集する。

《期 間》

10月1日～3月31日までの6ヶ月間

《推進体制》

赤い羽根共同募金運動同様の推進体制のもと展開する。

《募金種別》

・戸別募金 ・街頭募金 ・学校募金 ・職域募金（図書カード募金・クオカード募金）
・個人大口募金 ・法人募金（企業・団体等による募金）

以上の種別により展開する。

2. 配分計画

(1) 赤い羽根共同募金

本市で募集した実績額は全額埼玉県共同募金会に送金し、次年度の春日部市社会福祉協議会事業費のほか、県内の民間社会福祉事業に配分される。

(2) 歳末たすけあい募金

本市で募集した実績額は全額埼玉県共同募金会に送金し、重度障がい者、寝たきり高齢者等に対する歳末援護金のほか、歳末時期に行われる歳末福祉事業費として春日部市社会福祉協議会に配分される。